

埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱

(通則)

第1条 奨学のための給付金（以下「給付金」という。）の支給に関しては、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和6年4月1日付け文科科学省初等中等教育局長決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて（令和6年4月1日付け文科科学省初等中等教育局長決定）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 知事は、私立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第1条に規定する高等学校等専攻科（共に特別支援学校を除く。）のうち、国公立の高等学校等を除いた学校等をいう。）の生徒等（以下「高校生等」という。）の保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条第1項第4号に規定する生計維持者をいう。以下「保護者等」という。）に対し、予算の範囲内において給付金を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給対象世帯及び給付額)

第3条 別記1（1）に定める時点において、別記1（2）に定める世帯の区分に応じて、別記1（3）に定める範囲の支給対象の高校生等の保護者等に対して授業料以外の教育に必要な経費について次のとおり給付金を支給する。なお、新入生に対して知事が認めた場合、4月から6月分に相当する額を早期に支給することができるものとする。

- (1) 生活保護（生業扶助）受給世帯 1人当たり年額 52,600円
- (2) 保護者等全員の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）所得割及び市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）所得割が非課税である世帯
 - ア 通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額 142,600円
 - イ 通信制の私立高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額 52,100円

ウ 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で二人目以降の通信制又は専攻科以外の私立高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制又は専攻科以外の高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額152,000円

エ 高等学校等専攻科に通う高校生等 1人当たり年額52,100円

(3) 家計急変世帯

ア 7月1日までに家計が急変した者には、(2)のうち該当する区分の年額を支給する。また、7月2日以降に家計が急変した世帯は、(2)のうち該当する区分の年額に、原則、申請のあった翌月以降の月数を乗じて得た額を12で除した額を支給する。

イ 新入生に対する4月から6月分に相当する額の早期給付を実施する場合において、4月1日までに家計が急変し、4月から6月分相当分の奨学のための給付金に係る期日までに申請のあった者には、前号のうち該当する区分の年額に4分の1を乗じた額を早期に支給する。4月2日以降に家計が急変し、申請があった者には、アと同様の取扱いにより支給する。

(4) (2)又は(3)に該当する世帯において、令和6年1月1日以降に発生した災害等により、着用を義務付けられている制服が喪失・毀損し、制服を再度購入する必要がある場合は、当該災害等につき1回に限り、(2)又は(3)に定める給付額に81,000円を加算して支給することができる。

(支給の回数)

第4条 給付金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の対象となる高校生等については、当該各号の規定にかかわらず一人の高校生等につき年1回、通算2回を上限とする。また、前条により早期に支給を行った高校生等については、同一年度内に7月から3月に相当する額の支給を行った場合においても1回として数える。なお、前条(4)に定める加算支給は支給の回数に含めないものとする。

(1) 全日制の高等学校等に通う一人の高校生等につき年1回、通算3回

(2) 定時制・通信制の高等学校等に通う一人の高校生等につき年1回、通算4回

(3) 高等学校等専攻科に通う高校生等につき年1回、通算2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）

(給付金支給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする世帯の保護者等（以下「申請者」という。）は、高校生等が在籍する私立高等学校等設置者を通じ（埼玉県が認可した私立高等学校等に在籍する場合に限る。）、又は直接、次の書類を知事に提出するものとする。

ただし、埼玉県電子申請・届出サービスを用いて申請を行う場合は、この限りでない。

- (1) 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書（様式第1号）
- (2) 別記2に定める書類
- (3) 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金振込口座届（様式第9号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項に定める書類は、毎年度知事が定める日までに提出するものとする。ただし、やむを得ない理由によりその日までに提出することができないと知事が認めた場合はこの限りでない。

3 申請者の委任を受けた私立高等学校等設置者が書類を提出する場合、第1項の書類のほか、埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金代理請求書（様式第10号）を併せて提出するものとする。

（支給の決定及び通知）

第6条 知事は、前条の申請書類を受領したときは、必要な事項を審査の上、支給する要件に合致しているか別記1（4）に定めるとおり審査し、給付金について支給又は不支給の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の決定を高校生等が在籍する私立高等学校等設置者に対し（埼玉県が認可した私立高等学校等に在籍する場合に限る。）、様式第2号により通知する。

3 私立高等学校等設置者は、知事から受領した前項の通知に基づき、様式第3号又は様式第4号を作成し、申請者に通知するものとする。

4 知事は、高校生等が埼玉県以外の団体が認可した私立高等学校等に在籍している場合、第1項の決定を、支給決定通知書（様式第5号）又は不支給決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消等）

第7条 知事は、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合には、給付金の支給の決定を取り消し、併せて給付額の全部又は一部について返還を求めることができる。

なお、その場合にはその旨を当該受給者に支給決定取消通知書（様式第7号）により高校生等が在籍する私立高等学校等を通じ（埼玉県が認可した私立高等学校等に在籍する場合に限る。）、又は直接、通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支給の決定を受けた場合
- (2) その他、支給することが適当でないとして知事が認めた場合

(支給の方法)

第8条 給付金は、第6条の規定による支給決定を受けた者に対し、申請者の委任を受けた私立高等学校等を通じ(埼玉県が認可した私立高等学校等に在籍する場合に限る)、又は直接、知事が定める期日に支給するものとする。

2 給付金の受領につき申請者から委任を受けた私立高等学校等の設置者は、その給付金を以下のいずれかのお取り扱いのものとする。

(1) 申請者に対し適正に支給する。

(2) 設置する私立高等学校等における申請者の授業料以外の学校徴収金に充当する。

(暴力団排除に関する誓約)

第9条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について給付金の支給申請前に確認しなければならず、受給申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年2月17日から施行する。

(給付額)

第2条 令和2年度の給付額については、第3条第1項(2)アについて26,100円、同条同項(2)イ、ウ、エについて12,000円を上乗せして支給する。なお、家計急変世帯としての申請の場合、当上乗せ給付額については月割をしない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年2月24日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月15日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月10日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別記

1 支給決定の審査方法

(1) 基準日

当該年度（申請日の属する年度）の7月1日とする。ただし、7月2日以降に入学することが定められている学校については入学日翌月の1日、第3条で定める新入生に対する早期給付については当該年度の4月1日、同条（3）で定める家計急変世帯で、家計が急変した日が7月2日以降の場合は、原則として申請のあった翌月（家計が急変した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日、同条

（4）で定める加算を受けようとする世帯で、災害等が発生した日が7月2日以降の場合は、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日とする。

(2) 支給対象世帯の区分

支給対象の世帯区分は以下のとおりとする。なお、いずれも基準日現在、保護者等が埼玉県内に住所を有する世帯を対象とする。

ア 生活保護（生業扶助）受給世帯

基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）が行われている世帯をいう。

イ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

基準日現在、生業扶助（高等学校等就学費）が行われておらず、保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯をいう。

ウ 家計急変世帯

家計急変による経済的理由から、「保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当する世帯をいう。

- ① 家計急変世帯の住民税の年収見込額は、以下の手順で算出した金額とすることができる。

無収入となった者については、収入はないものとして推算する。ただし、災害等に起因しない離職（定年退職等）は、家計急変の対象とはしない。

収入のある者について、勤務先が作成した年間給与見込等の証明書類が提出できない場合は、直近3か月分の収入額等から1か月の平均収入額を算出し、それを1.2倍した額を年収額として推算する。

- ② ①で推算した年収見込額が次の表の年収見込額を下回る場合には「保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」に相当する世帯として取り扱う。

＜道府県民税及び市町村民税の所得割合算額の見込が非課税の世帯の例＞

世帯構成	年収見込額
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,704,000円未満
7人世帯	4,140,000円未満

- エ 災害等により制服を喪失・毀損し、制服の再購入が必要となった世帯
イ又はウの世帯に該当し、令和6年1月1日以降に発生した災害等に起因し、着用が義務付けられている制服が喪失・毀損し、制服を再度購入する必要性が生じた世帯をいう。

(3) 対象高校生等の範囲

第2条に定める高校生等（法3条に規定する高等学校等就学支援金の受給資格者又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）若しくは同補助金（専攻科の生徒への修学支援）の受給資格者に限る）のうち、平成26年4月1日以降に入学し、基準日現在で私立高等学校等に在籍している者。ただし、以下の場合は、対象外とする。

- ア 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合
イ 基準日現在、当該年度の全ての期間において休学許可を受けている場合

(4) 支給要件の審査

支給対象世帯の区分により、以下の支給要件に合致しているか審査する。

ア 生活保護（生業扶助）受給世帯

- ① 生業扶助（高等学校等就学費）が行われていることが書面により証明されていること。

イ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

- ① 保護者等全員の当該年度の道民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。
② 生業扶助（高等学校等就学費）が行われていないことを誓約している者であること。

ウ 家計急変世帯

- ① 保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されている世帯
- ② 家計急変による経済的理由から、当該次年度において「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められること。
- ③ 生業扶助（高等学校等就学費）が行われていないことを誓約している者であること。

エ 災害等により制服を喪失・毀損し、制服の再購入が必要となった世帯

- ① イ又はウの世帯に該当すると認められること。
- ② 令和6年1月1日以降に発生した災害等に起因し、着用が義務付けられている制服が喪失・毀損したことが書面により証明されていること。
- ③ ②で喪失・毀損した制服を再度購入する必要があることが書面により証明されていること。

2 提出する書類

(1) 生活保護（生業扶助）受給世帯

ア 様式第11号「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」等、基準日現在に生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることを証明する書類

イ 世帯全員の住民票

(2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

ア 個人番号カードの写しや非課税証明書等（早期給付を申請する際は、当該前年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が記載された書類。それ以外の際は、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が記載された書類。）

イ 扶養誓約書（様式第17号）

※ 高校生等以外に保護者等が扶養している15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合に限る）

ウ 在学証明書（様式第12号）（申請者の世帯の高校生等が埼玉県以外の団体が認可した私立高等学校等に在籍する場合に限る）

※ 全日制・通信制等の課程が明記されているものであれば、学校所定の様式でも可

エ 世帯全員の住民票

(3) 家計急変世帯

- ア 家計急変の発生事由を証明する書類
- イ 保護者等全員について、審査対象年の収入を証明する以下の書類
 - ・ 給与支払者による証明書
 - ・ 給与支払者による証明書が発行できない場合、直近の給与明細書（原則3か月分）の写し
 - ・ 確定申告書の写し
 - ・ 退職証明書、雇用保険受給資格者証の写し等、無職となったことを証明する書類
 - ・ その他収入を証明する書類
- ウ 扶養誓約書（様式第17号）
- エ 在学証明書（様式第12号）（申請者の世帯の高校生等が埼玉県以外の団体が認可した私立高等学校等に在籍する場合に限る）
- オ 世帯全員の住民票
- カ 家計急変事由調査票（様式第15号）

(4) 災害等により制服を喪失・毀損し、制服の再購入が必要となった世帯

- ア 支給対象世帯区分に応じ、(2)又は(3)で提出を求めている書類
- イ 災害等の発生を証明する罹災証明書等
- ウ 制服の再購入に係る誓約書及び証明書（様式第18号）

(5) 添付書類から属する世帯の状況が判断できない場合

- ア (1)、(2)及び(3)で添付した証明書類から世帯状況が判断できないときは、その状況が判断できる書類を添付する。

(6) 申請者の世帯の高校生等が埼玉県が認可した私立高等学校等に在籍する場合

- ア 委任状（様式第8号）

(7) 高等学校等専攻科に通う高校生等の場合

- ア 個人対象要件証明書（様式第13号）

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。